

要介護認定審査の流れ



① 申請

介護保険サービスの利用を希望する方は下記書類を揃え、**高齢福祉課窓口**へお越しください。また、申請手続きは、本人・家族が原則となりますが、本人・家族の依頼により、「地域包括支援センター」・「居宅介護支援事業所」・「介護老人福祉施設」・「介護老人保健施設」からの申請も受け付けています。

★申請に必要なもの

- (1) 「介護保険被保険者証(本人)」
- (2) 「マイナンバーカード(本人)」もしくは「通知カード(本人)」
- (3) 「医療保険証(本人)」
- (4) 「介護保険要介護認定等申請書」
- (5) 「訪問調査実施に関する事前確認票」

※(4)及び(5)はホームページでダウンロードできますが、窓口でも発行いたします。

※(1)が見当たらない場合、ご相談ください。

② 一次判定

提出いただいた認定申請書に基づき、(1)「訪問調査」を行い、(2)「主治医意見書」を揃え、調査項目に対するコンピュータ判定を実施します。

(1) 訪問調査

市及び市が委託した調査員が、介護保険サービスを利用したい被保険者の居住地(自宅や利用する施設)に訪問し、心身の状態や日常生活の能力等を調査します。

(2) 主治医意見書

市は、認定申請書の「主治医(かかりつけ医)」に記載した医療機関に対して、心身の状況等に基づいた「主治医意見書」の記入を依頼します。

③ 二次判定(審査・判定)

医師はじめ保健及び福祉等の学識経験者によって構成する介護認定審査会を開催し、訪問調査の調査項目と特記事項及び主治医意見書に記載された内容に基づき、二次判定(審査・判定)を行います。

④ 判定結果の通知

審査の判定結果は原則 30 日以内に被保険者の住所地へ郵送にて通知します。

また、判定された結果に応じて、ご自身で利用したいサービスを選択しますが、初めての申請で、今後の介護サービスをどのようにしたいかなどサービス詳細等についてのご相談は、下記へお問い合わせください。

●あま市社会福祉協議会地域包括支援センター(地区別)

- ・碓目寺総合福祉会館内 443-4291
- ・美和総合福祉センターすみれの里内 446-0611
- ・七宝老人福祉センター内 441-1681

●あま市地域包括支援センター(あま市役所内)

- 444-3159
- 高齢福祉課
- 444-3141